

九州佐賀国際空港マイエアポート宣言推進事業の特典について

R7.6 月改定

特典内容

(1) 羽田便特典航空券の進呈

令和7年度においては、特典航空券の有償搭乗回数の集計期間及び申請期限について、下記のとおり実施します。

特典内容	佐賀ー羽田 往復航空券 (1 往復分)
申請要件	九州佐賀国際空港発着の羽田便を対象運賃にて 20 回利用 (片道換算) ※ 羽田便特典航空券の申請では、以下の運賃はカウント対象外です。 マイレージ特典航空券、小児ディスカウント、プレミアム小児株主優待割引運賃、小児株主優待割引運賃、団体割引運賃 (搭乗者名が個人名でなく、団体名が表示されているもの)
集計期間	集計期間は①～③とし、次の集計期間に搭乗回数を繰り越すことはできない。 また、各集計期間において申請ができるのは1度までとする。 ① マイエアポート宣言月から1年間 ② マイエアポート宣言月の1年後から1年間 ③ マイエアポート宣言月の2年後から1年間
申請期限	各集計期間の末日の翌日から1ヶ月以内 ※申請要件を満たした時点で、集計期間の途中でも申請可能
提出書類	①羽田便特典航空券 引換証交付申請書 (様式2-1) ②九州佐賀国際空港発着の羽田便利用が確認できるもの※
引換証 引換期限	交付決定の日から <u>3 カ月以内</u>

※搭乗証 (航空機利用を証明できるもの) の詳細については特典申請書に記載しています。

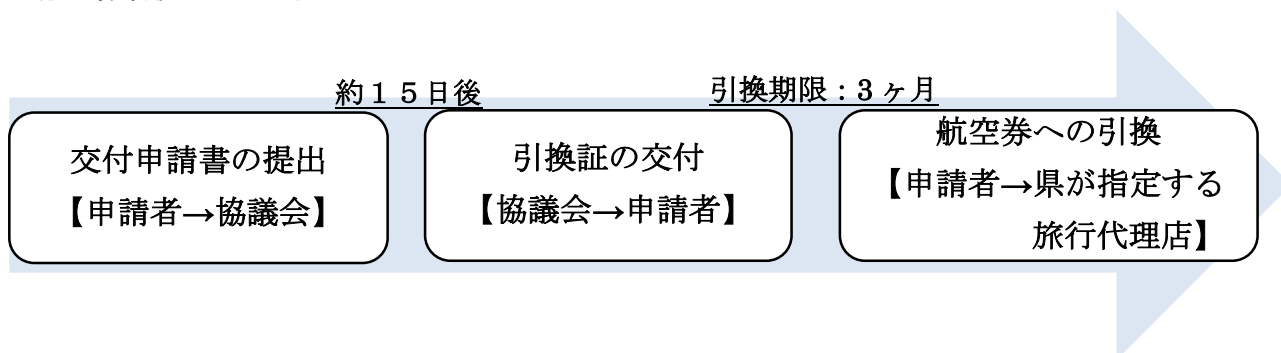
※特典申請書は佐賀空港のホームページよりダウンロードすることができます。

九州佐賀国際空港トップページ→会員情報→マイエアポート宣言事業所

<留意点>

- ・既に特典を受けた申請で提出した搭乗実績(回数)は対象外とする。

<航空券引換えまでの流れ>



(2) 国際線お買い物・お食事特典クーポンの進呈

令和7年度においては、特典航空券の有償搭乗回数の集計期間及び申請期限について、下記のとおり実施します。

① 令和元(2019)年4月～令和5年(2023)年3月末日までに届出書を提出した事業所等【R5 特例措置】

特典内容	空港内店舗で使用できるお買い物クーポン 10,000 円分 (1,000 円×10 枚)
申請要件	九州佐賀国際空港発着の国際定期便またはプログラムチャーター便を10 回利用 (片道換算)
集計期間	集計期間は以下の①～③とし、次の集計期間に搭乗回数を繰り越すことはできない。また、各集計期間において申請ができるのは1 度までとする。 ①令和5(2023)年4月～令和6(2024)年3月末日 ②令和6(2024)年4月～令和7(2025)年3月末日 ③令和7(2024)年4月～令和8(2026)年3月末日
申請期限	各集計期間の末日の翌日から1 ヶ月以内 ※申請要件を満たした時点で、集計期間の途中でも申請可能
提出書類	①国際線お買い物・お食事特典クーポン交付申請書 (様式2-2) ②搭乗券又は搭乗証明書など佐賀空港発着の国際線定期便及びプログラムチャーター便利用が確認できるもの
有効期限	交付決定の日から1 年以内

<留意点>

- ・既に特典を受けた申請で提出した搭乗実績(回数)は対象外とする。

②令和5(2023)年4月以降に届出書を提出した事業所等

特典内容	空港内で使用できるお買い物クーポン 10,000 円分 (1,000 円×10 枚)
申請要件	九州佐賀国際空港発着の国際定期便またはプログラムチャーター便を10 回利用 (片道換算)
集計期間	集計期間は①～③とし、次の集計期間に搭乗回数を繰り越すことはできない。また、各集計期間において申請ができるのは1 度までとする。 ① マイエアポート宣言月から1 年間 ② マイエアポート宣言月の1 年後から1 年間 ③ マイエアポート宣言月の2 年後から1 年間
申請期限	集計期間の最後の月の末日の翌日から1 ヶ月以内
提出書類	①国際線お買い物・お食事特典クーポン交付申請書 (様式2-2) ②搭乗券又は搭乗証明書など佐賀空港発着の国際線定期便及びプログラムチャーター便利用が確認できるもの
有効期限	交付決定の日から1 年以内

<留意点>

- ・既に特典を受けた申請で提出した搭乗実績(回数)は対象外とする。

※特典申請書は佐賀空港のホームページよりダウンロードすることができます。

九州佐賀国際空港トップページ→会員情報→マイエアポート宣言事業所

＜利用までの流れ＞

約15日後

有効期限：1年

交付申請書の提出
【申請者→協議会】

クーポンの交付
【協議会→申請者】

クーポンの利用
【申請者→空港内テナント】

（３）お買物特典サービス、有料ラウンジの割引サービス

【サービスの概要】

特典	対象便	対象・数量
有料ラウンジ 利用券	佐賀空港発着便 (ANA452・457 便を除く)	利用当日に発着する航空機利用のマイエアポート宣言事業所 社員・職員及び同行者1名まで500円/人で利用可 ※通常1,100円/人
リムジンタクシー クーポン		リムジンタクシー利用時に使える500円割引クーポン
お買物券	ANA452便 (午前6時～午前7時)	対象店舗：佐賀工房、サガノソラ（国内線搭乗待合室内）前の無人 販売コーナー おひとり様1回の搭乗につき500円を上限とした店舗サービス ※たばこ、酒類は対象外 ※おつりはお渡しできませんのでご注意ください。

【利用方法】

○お買物券・有料ラウンジ利用券

利用時に、クーポン券を受付・レジにご提出ください。

サガノソラ（国内線搭乗待合室内）前の無人販売コーナーについては、料金箱に“お買物（500円）券”を入れてください。

※ クーポン券は事前に「利用日・宣言登録No・事業所名」をご記入の上ご提出ください。

※ 名刺提出での代用・利用はできません。

※ 有料待合室は、航空機利用のマイエアポート宣言事業所社員・職員 及び同行者1名まで利用可能
同行者は宣言事業所でない者も可

※ 有料待合室ご利用の際は、受付にて搭乗券をご提示ください。

○リムジンタクシークーポン

利用時に乗務員にクーポンをご提出ください。

※ クーポン利用の際は、事前に「宣言登録No・事業所名」をご記入の上、ご提出ください。

《リムジンタクシー特別クーポン券について》

一定の利用条件を満たした事業所に配布しております。

・上記リムジンタクシークーポンとの併用が可能で、お一人様1回の利用につき、
それぞれ1枚ずつ利用できます。

※ クーポン利用の際は、事前に「宣言登録No・事業所名」をご記入の上、ご提出ください。

九州佐賀国際空港活性化推進協議会
〒840-8570
佐賀市城内1-1-59
(佐賀県 空港課内)
TEL：0952(25)7104 FAX：0952(25)7318